

答申個第46号

平成28年1月28日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年3月20日付け行コ第20号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

西京区からコンプライアンス推進室宛の回答書他5件の不存在による非開示決定事案（諮問個第62号）

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成26年11月26日に、実施機関の行財政局コンプライアンス推進室（以下「コンプライアンス推進室」という。）に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、以下の文書の開示を請求した。

ア 当区からコンプラ宛ての回答書（H24/5/2）

イ H24/秋～冬に当区とコンプラが会話をした記録

ウ H24/秋～冬にコンプラに私が持ちこんだ文書

エ 私発H25/3/8頃広報着、件名[全部うその回答では困ります]の表紙

オ 上記エのうちのH25/3/1付 市長や大臣宛の[個人情報保護法違反について]の頁
(1)

カ H26/3/26付 京都市長名の回答

- (2) コンプライアンス推進室は(1)の請求に係る公文書のうち、ア、イ及びウ（以下「本件公文書1」という。）については廃棄しており、当該公文書を保有していない。

また、エ、オ及びカ（以下「本件公文書2」という。）については、作成及び收受しておらず、当該公文書を保有していない。

そのため、京都市長は、(1)の公文書について、条例第19条第2項の規定により、個人情報の不存在による非開示決定（以下「本件処分」という。）をし、平成26年12月9日付けで異議申立人に通知した。

- (3) 異議申立人は、平成27年2月18日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

不存在による非開示決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件文書を不存在による非開示としている理由について

ア 本件公文書1について

(ア) これらの公文書については、京都市公文書管理規則別表（以下「別表」という。）6(3)の「報告，届出，通知，照会，回答等に関するもの」（保存1年），又は別表7(3)の「前2号に規定するもののほか決定行為を伴わない軽易な文書で1年間保存する必要がないと認められるもの」（保存1年未満）に該当する。

(イ) コンプライアンス推進室は、同規則に規定する保存年限を経過した本件公文書を廃棄しており、これを保有していない。

イ 本件公文書2について

(ア) これらの公文書については、いずれも「市長への手紙」に関するもので、総合企画局市長公室広報担当（以下「広報担当」という。）又は西京区役所において作成する公文書であり、コンプライアンス推進室が作成するものではない。

(イ) また、コンプライアンス推進室は、広報担当又は西京区役所から本件公文書を收受していない。

(ウ) よって、コンプライアンス推進室は、本件公文書を作成及び收受しておらず、これを保有していない。

(2) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

本件公文書1は虚偽回答、保存期間は5年とコンプラの職員がいました。まだ役所に「ある」と思料します。

本件公文書2は私はコンプラ室で見ました。「ある」と思料します。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

異議申立人が請求している文書は、整理すると次のとおりである。

ア 本件公文書1

本件の個人情報開示請求書の内容から、本件公文書1はいずれも、異議申立人が戸籍の文字の訂正に関連して、西京区役所区民部市民窓口課（以下「市民窓口課」という。）に苦情を申し出た件に関連する文書であり、コンプライアンス推進室と西京区役所のやり取

りに関する文書（請求のア及びイ）及び異議申立人がコンプライアンス推進室に持ち込んだ文書（請求のウ）で、いずれも、平成24年度にコンプライアンス推進室が作成又は取得した文書であると認められる。

イ 本件公文書2

個人情報開示請求書の内容から、本件公文書2は、異議申立人が戸籍の文字の訂正に関して、市民窓口課に苦情を申し出た件に関連して作成した「市長への手紙」及び「市長への手紙」への市長名の回答であると認められる。

(2) 本件公文書1について

ア 実施機関の説明によると、本件公文書1は、いずれも別表に規定する、保存期間1年未満（別表7(3)）ないし保存期間1年（別表6(3)）の文書に該当し、保存期間の経過により廃棄したとのことである。

イ 異議申立人は、5年保存の文書に該当する等の主張を行っている。

ウ この異議申立人の主張に関し、実施機関に説明を求めたところ、異議申立人の申立てに基づき調査を行った結果、市民窓口課の対応に不適切な取扱いがあったのは事実であるが、法令違反はなく、戸籍の取扱い等を巡る苦情申立て等の事案であり、公益通報（保存期間5年）に該当する案件ではないと判断し、平成25年11月18日付けでコンプライアンス推進室と西京区役所地域力推進室の連名で異議申立人に回答書を送付したことをもって、コンプライアンス推進室としての対応は終了したものと認識しているとのことであった。

エ 上記ウの平成25年11月18日付け文書を検討したところ、市民窓口課職員の発言の一部を配慮を欠いたものとして撤回し、合わせて、職員を処分すべきとの主張に対し、調査した結果懲戒処分に該当するものではないことを回答したものであり、異議申立人の苦情に対する最終的な回答書としての体裁を有しているものと認められる。よって、異議申立人からの苦情は公益通報に当たる事案ではなく、当該文書の送付により、コンプライアンス推進室としての対応を終了したとの説明に不合理な点は認められない。

オ 以上から、本件の苦情に係る事務の直接の当事者でないコンプライアンス推進室が、別表6(3)の「報告、届出、通知、照会、回答等に関するもの」（保存期間1年）、又は別表7(3)の「前2号に規定するもののほか決定行為を伴わない軽易な文書で1年間保存する必要がないと認められるもの」（保存期間1年未満）に該当するとした判断は不合理とは言えない。

本件公文書1はいずれも、平成24年度に実施機関が作成又は取得したものであるから、保存期間1年のものも平成25年度末に保存期間が満了している。本件請求は平成26年11月26日に行われており、保存期間満了後の請求であるから、本件公文書1を保有していないという実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

(3) 本件公文書2について

ア 異議申立人は、本件公文書2はいずれもコンプライアンス推進室で見たので存在すると主張している。

イ そこで、「市長への手紙」制度等について、実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった

「市長への手紙」は、市民から京都市への意見、要望等を「市長への手紙」という形で受け、当該意見、要望等に係る事務を所管する担当課が回答案を作成し、返答する制度である。広報担当が受付をし、担当課に回付するため、制度上、広報担当と担当課しか、その内容を把握していない。

また、異議申立人は、度々自分の主張を記載した書類等を持ち込んでおり、このことから、自分でコンプライアンス推進室に持ち込んだものの中に本件公文書2が入っているのを見て当該主張をしている可能性もあるが、いずれにしてもコンプライアンス推進室は保有していない。

ウ 異議申立人が出した「市長への手紙」は、異議申立人が戸籍の文字の訂正に関連して、市民窓口課に苦情を申し出た件に関連して作成したものであると考えられるところ、上述のとおり、コンプライアンス推進室は本件苦情に係る事務の直接の当事者ではなく、異議申立人からの市長への手紙に対する回答を作成する立場にはない。したがって、本件公文書2を作成又は取得していないとする実施機関の説明は不合理とは言えず、また、他に本件請求を満たす公文書が存在すると判断するに足る事実も見いだせない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年	3月20日	諮問
	4月20日	実施機関からの理由説明書の提出
	5月20日	実施機関の職員の理由説明（平成27年度第2回会議）
	10月15日	審議（平成27年度第7回会議）
	11月26日	審議（平成27年度第8回会議）
平成28年	1月28日	審議（平成27年度第10回会議）

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。また、異議申立人から意見書の提出はなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）